

令和7年第1回嬉野市議会定例会会議録

招 集 年 月 日	令和7年2月28日					
招 集 場 所	嬉野市議会議場					
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開議	令和7年3月21日 午前10時00分			議 長 辻 浩 一	
	閉会	令和7年3月21日 午後1時04分			議 長 辻 浩 一	
応（不応）招 議員及び出席 並びに欠席議員	議席 番号	氏 名	出欠	議席 番号	氏 名	出欠
	1番	水 山 洋 輔	出	9番	宮 崎 良 平	出
	2番	大 串 友 則	出	10番	川 内 聖 二	出
	3番	古 川 英 子	出	11番	増 田 朝 子	出
	4番	阿 部 愛 子	出	12番	森 田 明 彦	出
	5番	山 口 卓 也	出	13番	芦 塚 典 子	出
	6番	諸 上 栄 大	出	14番	田 中 政 司	出
	7番	諸 井 義 人	出	15番	梶 原 睦 也	出
	8番	山 口 虎 太 郎	出	16番	辻 浩 一	出

地方自治法 第121条の規定 により説明の ため議会に出席 した者の職氏名	市長	村上大祐	健康づくり課長	
	副市長	早瀬宏範	統括保健師	
	教育長	杉崎士郎	子育て未来課長	
	行政経営部長	永江松吾	福祉課長	
	総合戦略推進部長	小野原博	農業政策課長	
	市民福祉部長	小池和彦	茶業振興課長	山口貴行
	産業振興部長	井上章	観光商工課長	
	建設部長	馬場敏和	農林整備課長	
	教育部長		建設課長	
	観光戦略統括監	中野幸史	新幹線・まちづくり課長	
	総務・防災課長兼 選挙管理委員会事務局長	太田長寿	環境下水道課長	
	財政課長	中村忠太郎	教育総務課長	
	税務課長		学校教育課長	
	企画政策課長		会計管理者兼 会計課長	
	広報・広聴課長		監査委員事務局長	
	文化・スポーツ振興課長		農業委員会事務局長	
	SAGA2024 推進課長		代表監査委員	
	市民課長			
	本会議に職務 のため出席した 者の職氏名	議会事務局長	筒井八重美	

令和7年第1回嬉野市議会定例会議事日程

令和7年3月21日（金）

本会議第8日目

午前10時 開 議

- 日程第1 発議第2号 嬉野市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例
について
- 日程第2 発議第3号 ふるさと納税制度の持続的発展を求める意見書について
- 日程第3 発議第4号 議案第25号令和7年度嬉野市一般会計予算の修正案について
- 日程第4 討論・採決
- 議案第1号 専決処分（第1号）の承認を求めることについて
- 議案第2号 嬉野市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める
条例について
- 議案第3号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に
関する条例について
- 議案第4号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関
する条例について
- 議案第5号 嬉野市防犯設備の設置及び管理に関する条例及び嬉野市債権管理
条例の一部を改正する条例について
- 議案第6号 嬉野市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条
例について
- 議案第7号 嬉野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する
条例及び嬉野市消防団条例の一部を改正する条例について
- 議案第8号 嬉野市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について
- 議案第9号 嬉野市税条例の一部を改正する条例について
- 議案第10号 嬉野市営駐車場条例の一部を改正する条例について
- 議案第11号 嬉野市体育施設条例の一部を改正する条例について
- 議案第12号 嬉野市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条
例の一部を改正する条例について
- 議案第13号 嬉野市いきいきデイサービスセンター条例の一部を改正する条例
について
- 議案第14号 嬉野市企業誘致ビル条例の一部を改正する条例について
- 議案第15号 嬉野市志田焼の里博物館条例の一部を改正する条例について
- 議案第16号 嬉野市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一
部を改正する条例について

- 議案第17号 嬉野市特別会計条例を廃止する条例について
議案第18号 市道路線の廃止について
議案第19号 市道路線の認定について
議案第20号 令和6年度嬉野市一般会計補正予算（第8号）
議案第21号 令和6年度嬉野市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
議案第22号 令和6年度嬉野市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
議案第23号 令和6年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野温泉駅周辺土地区画整理
事業費特別会計補正予算（第2号）
議案第24号 令和6年度嬉野市下水道事業会計補正予算（第4号）
発議第4号 議案第25号令和7年度嬉野市一般会計予算の修正案について
議案第25号 令和7年度嬉野市一般会計予算
議案第26号 令和7年度嬉野市国民健康保険特別会計予算
議案第27号 令和7年度嬉野市後期高齢者医療特別会計予算
議案第28号 令和7年度嬉野市下水道事業会計予算
諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について
諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について
議案第29号 令和6年度嬉野市一般会計補正予算（第9号）
議案第30号 嬉野市教育委員会委員の任命について
発議第2号 嬉野市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例
について
発議第3号 ふるさと納税制度の持続的発展を求める意見書について
日程第5 議員派遣について
日程第6 閉会中の付託事件について

午前10時 開議

○議長（辻 浩一君）

皆さんこんにちは。本日は全員出席であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりであります。

日程第1．発議第2号 嬉野市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

朗読を省略して提案理由の説明を求めます。梶原睦也議会運営委員会委員長。

○議会運営委員会委員長（梶原睦也君）

皆さんおはようございます。

発議第2号

嬉野市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例について

このことについて、別紙のとおり地方自治法第109条第6項及び嬉野市議会会議規則第13条第2項の規定により提出する。

令和7年3月21日提出

嬉野市議会議長 辻 浩 一 様

提出者 嬉野市議会運営委員会

委員長 梶原 睦也

理由 刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）等の施行に伴い、一部を改正する必要があるため。

以上です。

○議長（辻 浩一君）

これで提案理由の説明を終わります。

お諮りいたします。発議第2号につきましては、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、発議第2号は委員会付託を省略することに決定をいたしました。

次に、発議第2号について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで発議第2号についての質疑を終わります。

次に、先日、委員会発議として、総務企画常任委員会から発議第3号 ふるさと納税制度の持続的発展を求める意見書についてが提出され、議会運営委員会が開催されました。

日程第2. 発議第3号 ふるさと納税制度の持続的発展を求める意見書についてを議題といたします。

朗読を省略して提案理由の説明を求めます。山口卓也総務企画常任委員会委員長。

○総務企画常任委員会委員長（山口卓也君）

皆さんおはようございます。

発議第3号

ふるさと納税制度の持続的発展を求める意見書について

このことについて、別紙のとおり地方自治法第109条第6項及び嬉野市議会会議規則第13条第2項の規定により提出する。

令和7年3月21日提出

嬉野市議会議長 辻 浩 一 様

提出者 嬉野市議会総務企画常任委員会

委員長 山口 卓也

理由 ふるさと納税制度は、本市の財政上、重要な制度であるとともに、地場産業の振興や雇用の確保という地方活性化の原点に通ずる必要不可欠な制度であり、ふるさと納税制度の持続的発展を求めるために意見書を提出するもの。

それでは、次の別紙、ふるさと納税制度の持続的発展を求める意見書（案）について読み上げます。

ふるさと納税制度の持続的発展を求める意見書（案）

ふるさと納税制度は、厳しい財政状況にある地方自治体にとって重要な財源となるだけでなく、返礼品を通じた地場産業の振興と雇用の確保という地方活性化の原点に通ずる非常に重要な制度となっている。また、東京一極集中の弊害として少子化の加速、地方における人口減少が進んでおり、国力の低下や国土保全機能の低下が懸念される。その打開策の一つとして、ふるさと納税制度の持続的な発展こそが地方の活力を創り出すとともに、今後の日本社会には不可欠であると考え。よって、以下の事項について要望する。

記

- 1 ふるさと納税収入は、現行の寄附金収入としての取扱いを堅持し、一般財源化は行わないこと。
- 2 居住地自治体と寄附先自治体との均衡ある財政運営に配慮した制度設計を目指すうえで、まずは、居住地自治体の減収を抑制するために、現状は所得に関わらず一律となっている自己負担額の見直しを図るなどの是正を検討すること。
- 3 地方であればあるほど返礼品の送料がかさむ傾向であることから、返礼品の送付に係る費用については、経費総額5割以下の基準の別枠とし、地域区分別に基準を設定するなど、地方に配慮した基準の見直しを図ること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

令和7年3月21日

佐賀県嬉野市議会

衆議院議長 殿

参 議 院 議 長 殿
内 閣 総 理 大 臣 殿
内 閣 官 房 長 官 殿
総 務 大 臣 殿
財 務 大 臣 殿
経 済 産 業 大 臣 殿
内閣府特命担当大臣 殿
(経 済 財 政 政 策)
内閣府特命担当大臣 殿
(地 方 創 生)

以上になります。

○議長（辻 浩一君）

これで提案理由の説明を終わります。

お諮りいたします。発議第3号につきましては、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、発議第3号は委員会付託を省略することに決定をいたしました。

次に、発議第3号について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで発議第3号についての質疑を終わります。

次に、地方自治法第115条の3及び嬉野市議会会議規則第16条の規定に基づき、修正の動議を議題といたします。

先日、大串友則議員ほか3名から、議案第25号 令和7年度嬉野市一般会計予算の修正案が提出され、同日、議会運営委員会が開催されました。

日程第3. 発議第4号 議案第25号令和7年度嬉野市一般会計予算の修正案についてを議題といたします。

朗読を省略して提案理由の説明を求めます。大串友則議員。

○2番（大串友則君）

皆様、おはようございます。

発議第4号

議案第25号令和7年度嬉野市一般会計予算の修正案について

このことについて、別紙のとおり地方自治法第115条の3及び嬉野市議会会議規則第16条の規定により提出する。

令和7年3月21日提出

嬉野市議会議長 辻 浩 一 様

提案者 嬉野市議会議員 大串 友則

賛成者 嬉野市議会議員 水山 洋輔

嬉野市議会議員 古川 英子

嬉野市議会議員 阿部 愛子

理由 令和7年度嬉野市一般会計予算に計上されている、うれしの茶交流館の指定管理委託料について、これまでの経常経費との整合性を持たせるため、金額の一部を修正する必要がある。

それでは、別紙の議案第25号令和7年度嬉野市一般会計予算の修正案として、第1表の歳入歳出予算から、6款. 農林水産業費、1項. 農業費、金額を7億4,607万7,000円から465万7,000円を減額し、7億4,142万円とするものとします。この465万7,000円を減額した金額を、13款. 予備費、1項. 予備費に増額して2,465万7,000円とするものとします。そのほかの説明書、歳入歳出予算事項別明細書の詳細等については御一読ください。

それでは、この修正案に対する提案の理由について詳しく説明をしたいと思います。

令和7年第1回定例会に提案された議案第25号 令和7年度嬉野市一般会計予算について、次の理由により修正することを提案します。

うれしの茶交流館、愛称「チャオシル」は平成30年4月にオープンし、間もなく7年の月日がたつ施設であります。

昨年10月23日に、厳正な審査の上、指定管理者が選定され、令和6年第4回定例会にて指定管理者の指定が可決されました。

指定管理者に委託することにより、市職員の負担軽減、運営の効率化と専門性の向上、コスト削減と財政負担の軽減、サービスの向上と利用者満足度の向上、地域活性化と観光振興、運営の柔軟性など、より効果的かつ効率的な運営が期待できることは理解いたします。

この指定管理料に係る過去の歳出を見ると、令和5年度決算額で2,489万3,772円、令和6年度補正予算（第8号）後の金額が3,584万5,000円、そして、今回、指定管理委託料の積算支出額が4,645万4,100円と、令和5年度決算額と比較して2,156万328円の増、令和6年度の補正予算後との比較でも1,060万9,100円の増と、過去の歳出と比較し、指定管理委託料が過剰に計上されていると判断する。よって、適正な水準へ調整する必要があると考えるため、減額の修正案とします。

次に、修正案後の指定管理委託料の金額の根拠について説明いたします。

近年の物価高騰や指定管理者が来年度取り組まれるホームページ作成等などの費用などを勘案して、令和6年度補正予算（第8号）後の歳出額3,584万5,000円に1.15倍を掛けまして4,122万1,750円、この金額から令和6年度補正予算（第8号）後の歳入予定額643万9,000円を差し引きまして3,478万2,750円となり、1,000円以下を繰り上げて3,478万3,000円としております。

令和4年度からは、昨年の条例改正等により、答弁でもあったように、使用料収入が4割増見込まれていることや指定管理者の新規事業により収益増が見込まれるため、事業者の利益も担保できるものと考えております。

最後に、うれしの茶交流館「チャオシル」は、今年度は事業者の努力や西九州新幹線の開業効果もあり、平成30年開館以来、最高の売上げが見込まれております。来年度から、事業者の努力により、うれしの茶交流館「チャオシル」は、市民の皆さんから愛される施設、嬉野市に訪れられる方からも愛される施設になってほしいという思い、様々な視点からの状況や提案内容の分析、判断を行った上での提案であることを申し添えます。

以上です。

○議長（辻 浩一君）

これで提案理由の説明を終わります。

お諮りいたします。発議第4号 議案第25号令和7年度嬉野市一般会計予算の修正案については、委員会付託を省略したいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、発議第4号 議案第25号令和7年度嬉野市一般会計予算の修正案については委員会付託を省略することに決定をいたしました。

次に、発議第4号 議案第25号令和7年度嬉野市一般会計予算の修正案については追加議案で通告の時間がありませんでしたので、通告なしでの質疑を行います。質疑ありませんか。増田朝子議員。

○11番（増田朝子君）

今回の修正案についての質疑をさせていただきます。

まず、大串議員は、12月議会では指定管理の指定について賛成しておられます。今回の修正をかけられた理由をお伺いいたします。

もう一点、今回の指定管理ですけれども、ほかの指定管理事業との整合性をどのようにお考えでしょうか、お伺いいたします。

○2番（大串友則君）

それでは、お答えしたいと思います。

昨年の第4回定例会において、指定管理者の指定について私は賛成を確かにいたしております。

賛成した理由としましては、この指定管理料の上限金額は4,200万円ということで非常に高額であるということで当初は反対する方向性も考えてはおりましたけれども、答弁において、前回の指定管理の指定のときには、予算額を決めるところじゃなくて指定管理者を決める議案であるということで、私は、株式会社ヒューテックに関しては別に何の疑念もありませんでしたので、賛成をいたしました。

ほかの指定管理者との整合性と今おっしゃいましたけれども、ほかの指定管理者との整合性というのは、私は今回、算出の根拠には入れていないので、必要ないのかなとは思いますがけれども。

私が議員になって市の直営から指定管理者に移行した施設、経験があるのが、駅前の道の駅の指定管理者がそうだったかと思います。そのときの資料を見たら、令和5年度に直営でされたときに、指定管理者のところに出されてあった分の委託料が8,242万8,255円でした。その令和6年4月から指定管理者に委託をされているわけですがけれども、そのときの指定管理料は8,000万10円となっており、当初、直営でされたときよりも、指定管理委託料は若干ですがけれども、減額されてコストの削減に努められているのと、あと、収入増も見込まれていると感じたため、このときは反対も何もしておりません。よって、ほかの施設の整合性と言われますと、恐らく規模などの状況により指定管理料の算出の根拠は若干変わってくるのかなと思いますけれども、今回私が金額を出しているところに、ほかの施設との整合性は特に考えておりません。

以上です。

○議長（辻 浩一君）

増田朝子議員。

○11番（増田朝子君）

12月議会で指定管理の指定について賛成されたということは、そのときは、予算額じゃなくて指定管理の指定について賛成されたということで理解いたしました。

今回、予算案について修正案を出されておりますけれども、今回の修正案は、そのとき12月には上限4,200万円ということでしたけれども、それに対して、先ほど、ほかの指定管理等の整合性をお尋ねしたときには、駅前はきちんと直営のときよりも減額をされていましてということと、今回は直営のときよりもちょっと増額されていますということですが、そのところをもう一度、今回の修正をされた思いをお願いいたします。

○2番（大串友則君）

お答えしたいと思います。

やっぱり今回、減額の修正を提案する理由に至って、様々な過去のデータから計算をしました。特にこの経常経費に係るところは近年の物価高騰なんかも勘案して、やっぱりそこをコスト削減ということでマイナスの方向に考えてしまうと、事業者が、指定管理者に指定さ

れたところが、本当に事業しにくくなるのではないかなと考えているので、マイナスの方向には考えておりません。その分まで勘案した上で1.15%という数字を掛けております。

以上です。（「結構です」と呼ぶ者あり）

○議長（辻 浩一君）

ほかに。川内聖二議員。

○10番（川内聖二君）

それでは、今回の修正議案に関しましてお伺いをしたいと思います。

これまで、このうれしの茶交流館に関しましては皆様方も分かっていると思いますけれども、大串議員がおっしゃいましたように7年がたちます。その当初、はっきり言ってここまで苦しい施設かなということで、議員側からも指摘事項等でも、指定管理者のほうに要望を、以前も申しましたけれども、お願いをしまっていました。3年ほどで請負業者のほうを確定するような形で一生懸命執行部のほうも行われてまいりましたけれども、なかなか請負側がつかず、今回やっと指定管理での運営ができるということで、そして、うれしの茶自体も、議員の皆様方から、これまでPRに関しても販路に関しても、一般質問のほうでもいろんな質問をされてこられました。そして、2年間連続して日本一のお茶の産地ともなり、今年は佐賀県でお茶まつりが平成11年以来開催されるようになって、ここチャオシルを拠点として、うれしの茶の、お茶のPRの拠点として今後頑張っていたきたいというふうな思いを持って、やっと指定管理者ができるということで、私のほうもほっと安堵をしていたところなんですけれども、今回この予算に関して——前回、先ほど答弁されましたように、指定管理に関しては賛成をされました、そのときは。今回はこの予算ということなんですけれども、現在出された予算自体、465万円やったですかね。その金額に関しては、この積算は大串議員が出されて、それを執行部側、所管のほうに確認等をされたのか、それが適切な金額か、それを私はお伺いしたいと思います。人間いろいろ思い込みがあって、積算をされていますけれども、それがもし適切でないものであれば——私もそれが適切か何か分かりません。けど、そうやって思いは分かりますけれども、そこをお伺いしたいと思います。

○2番（大串友則君）

お答えしたいと思います。

まず1点、全国お茶まつりについてですけれども、これは今年開催じゃなく、多分、令和8年度開催だったかなと思うので、今年度はそこに向けての準備をされるということで、ほかのところの予算でも様々な予算をつけられて、そこは2年後に向けて盛り上げるに至って取り組まれるのかなと思っております。その部分に関しては、私はこの指定管理料とは全く関係がないのかなと思います。

私が積算をしたときに執行部のほうに相談をしたかという話ですけれども、相談はしておりません。

以上です。

○議長（辻 浩一君）

川内聖二議員。

○10番（川内聖二君）

これまで、そしてここに関しましては、うれしの茶交流館の検討委員会のほうで煮詰められてきて、そして精査され、今回の指定管理者さんのほうにお願いをするようなことになりました。そこでまた数字的に議員のほうから指摘を、修正をかけるということなんですから、その辺はやはり一番大事なところだと思うんですね。それを確認しなかったというところは、私からいったらちょっと不安というか、反対の皆様たち、ここにいらっしゃる皆様たちがどう思うかですよね。そして、もしここを、ここ、チャオシルが今回の減額で、その指定管理者さんのほうに、先方に対して減額で運営をしてくださいとか、そのようなことをお願いするような——今回の修正動議が可決してもし通れば、そのような形になりますよね。減額でのお願いになると思います。相手も、減額ではというふうな、これだけの金額を落とされるのですから、もしかしたら白紙に戻される可能性もあると思います。その辺も考えて今回、確認もせずにこの数字を上げられたのか、再度お伺いします。

○2番（大串友則君）

お答えしたいと思います。

私たち議員にとって確認をする場というのは、やっぱり議案質疑の場であって、この議場でしっかり議論を進めていくものと私は考えており、個々に、公のない場でその議論を私は執行部の方たちとするべきではないかなと思います。そうでなければ、後で言ったの言わなかったのの話になりかねない、そう思います。

最後に言われました、これを減額修正することによって事業者の方が白紙に戻すかもという話をされましたけれども、かもとか、たればで議論をしていたら私はよくないかなと思います。确实なところで、今回は指定管理料として金額が出てきているところでこの指定管理料の金額に対して議論をしているのであって、ここを、もしこれを減額したらやめられるかもとか、その議論をし出していたら、議論の争点がもう全く合わなくなるのではないかなと思います。

以上です。

○議長（辻 浩一君）

川内聖二議員。

○10番（川内聖二君）

そしたら、この数字に関して、議案質疑のときに何で言わなかったんですかね。今回言うというのはまた。

そして、何日か前からもこの数字に関しての根拠をお伺いもしてまいりましたが、当日

でなければ言われたいというふうなことでございました。それは、急に言われても精査もできないんですよね。これは本当、大串議員がおっしゃるように、議案質疑のときに言うべきじゃなかったかなと思っております。それはもういいです。

議長、1つお伺いしたいんですけれども、今はっきり言ってそうです、かもとかなんとかで物は言えないと思いますよ。執行部のほうに、この減額で委託をできるのか、これをお願いをしたりして、もしかしたら白紙に戻される可能性もあるかもとか、大串議員に申しましたけど、これまで仮契約ではないんですけれども、向こうも準備を進められてきております。

そこで、これまで経費も使われてきていると思っているんですよね。ここで減額を我々が承認した場合、先方のほうは減額でそれを請けてくれるのか。もしかしたら、白紙に戻されるか分からない。一番怖いのは、もしかしたら訴訟をされるかもしれない、そのようなことを私は考えるんですよね。それを執行部側のほうにお伺いしてよろしいでしょうか。

○議長（辻 浩一君）

嬉野市議会会議規則第41条に基づき、議会運営基準にも定めておりますので、発言を許可いたしますが、答弁ありますか。副市長。

○副市長（早瀬宏範君）

お答えをさせていただきたいと思っておりますけれども、今回の減額の1.15というあたりが、まずもって何なんだというのは、私にとりましては非常に疑問でございます。

それと、これは指定管理をするに当たりまして、まずもって4,200万円という上限額をうちのほうで設定させていただきまして、プロポーザルでちゃんとした手続を取って、まず指定管理者を決めたという経緯がございます。

その中で、やはり予算的にあまりにも高額じゃないのかという御質疑等も受けましたので、担当課、担当者、一生懸命、受託予定者の方と協議をさせていただいた上で今回予算を計上させていただいております。そういった意味では、先ほど川内議員がおっしゃった、もう相手様は多分準備をしていらっしゃると思います。そういった意味では、本当に損害賠償請求というのも考えられないこともない。そして、この金額じゃ受けられませんとおっしゃる可能性もあるというふうに思っております。そういったときに、先ほど、かもとか、というところではなかなか議論ができないとおっしゃいましたけれども、もしそうなったとき、じゃ、私たちが直営でやるのか。今のうちの職員の体制で直営でやれと言われても無理です。閉館するしかないとは私は思います。

もう一つ付け加えますと、先ほどまるくのほうで指定管理に出したときに安くなったとおっしゃいましたけれども、あのときはうちの職員が3人常駐しておりました。そういった意味で、指定管理に出した中で下がったものだと思っております。今回うちの職員、常駐しておりません。ただ、課長が申しましたように、いろんなところでうちの職員がお手伝い

をしながら、その費用は1,000万円ぐらいに値するのではないかという発言もあったかと思
います。そういった点を考えますと、私としては、この指定管理料で指定、受託予定者がす
んなりと受けていただくということは考えづらいというふうに思っております。

以上です。

○議長（辻 浩一君）

ほかに質問ありませんか。諸上栄大議員。

○6番（諸上栄大君）

それでは、質問をいたします。

先ほど、議員のほうからこの減額の根拠をお話しされたんですけども、なかなか私は数
字に弱いものがありまして、この減額分の465万7,000円を出したとおっしゃいました。その
分が分かるような資料を頂けないかと思うんですけども。ここで詳細な資料を頂いた上で、
もう一回見せてもらった上で確認しないと、適正な審議がなかなかできないんじゃないかな
と思いますので、ぜひともここは資料請求をしたいと思いますが。出していただきたいと思
います。

○議長（辻 浩一君）

暫時休憩します。

午前10時32分 休憩

午前10時57分 再開

○議長（辻 浩一君）

再開します。

諸上栄大議員の質問に対しての答弁を求めます。

○2番（大串友則君）

それではまず、1.15倍の根拠というところの話から説明をしたいと思います。

この1.15倍というのが何なのかといたら、令和6年度の予算に1.15倍を掛けて算出をし
ておりますけれども、近年の物価上昇等を勘案して5%を考え、令和7年度に指定管理者の
事業者がホームページの作成等を含め、新しいことに取り組みれるという事業を上げら
れているところからの金額が240万円弱でした。それで、ここをぎりぎりの額で出すのでは
なくて、もうちょっと幅広く行っていただくために10%という数字を増しまして、15%増し
の1.15倍という金額の算出をしております。

以上です。

○議長（辻 浩一君）

諸上栄大議員。

○6番（諸上栄大君）

すみません、お時間取っていただいてありがとうございました。

物価高騰に関してなんですけど、物価高騰を掛けたと言わずですけど、物価高騰の数字の根拠というのはどこから引っ張られてきているのか。国の何かの基準とか、どこかの何かの基準があってそこから引っ張ってこられているのか、そこをまずお尋ねします。

○2番（大串友則君）

まず、ちょっといろいろ調べていたら、近年の物価高騰によって、まず単年度単位でこういうサービス業、管理料のところを算出するときに、5%増を見込むのが相当であるという資料がありました。なので、5%という数字を採用させていただいています。

あとの残りの10%の分ですけれども、10%のところの金額に限っては、本来——私の本当のところの考えであれば、令和6年度の予算額同等額で指定管理者のところでもらってもいいのかなと考えましたけれども、やっぱりホームページ作成等を行って、24時間体験料の予約をしていきたいと事業計画とかにも書いてありましたので、そういうところの事業もやりやすくするためには、やっぱりそれなりの予算がかかるというところで10%増を考えました。

以上です。

○議長（辻 浩一君）

諸上栄大議員。

○6番（諸上栄大君）

3回目になりますが、大串議員の説明をいただいて、私がなかなか理解ができなくて申し訳なかとですけど、合同常任委員会のほうから、この件に関しては指定管理の積算根拠というのが詳細に出ております。詳細に出ていて、確かに、今修正案をかけていただいた分で額を提示してあるんですけれども、1点目、そもそも私としては、令和6年度の当初と実績に関して、これは直営でされているわけなんですけれども、それと今度、指定管理をするに当たっての積算根拠を出された額、それで同じ土俵に立ってするというのもいかなものかという考えはちょっとありました。やはり大串議員がおっしゃるように、指定管理に関しては民間が持ったノウハウ、あらゆる手法を今後生かしてチャオシルという施設をさらによくしていくという考えの下、指定管理の事業が展開していくわけで、それに対する詳細な積算根拠の下、出た状況、今年度上がってきている令和7年度予算の当初予算になっていると思うんですよ。それを新たに——今までの実績というのはかなり大事だと思いますが、実績を基に、手法も全く違っている手法で、それで考えられていくというところがちょっといかなものかというところがあってですね。まして、その物価高騰に関してというところをもし考慮していただければもう少し、米なんか上がっている状況でもありますし、まだこの先どういう不安になるか分からん状況の中で指定管理で事業をしなければならないという状況で、非常に厳しい状況なのかなと、約500万円減の修正案でいけばですね。そういうところにもととの考えがなかったのかというところをお尋ねしたい。

それと、今頂いた資料を見たんですけれども、私の考え方がちょっとどうかなと思われるかと思いますが、もともとこの執行部から頂いたこの指定管理料の積算の根拠の中で、私はここからどのくらい減算しながら470万円ぐらいの額を出されたのかなというところがちょっと気になっていたもので資料請求をしたわけなんですけれども、結果、470万円ぐらいの減額の修正予算が出ているわけなんですけれども、先ほど申しましたように、物価上昇率というのをもし考えられるのであれば、なぜその根拠であられるのかということをお聞きしたいなと思っております。

以上です。

○2番（大串友則君）

お答えしたいと思います。

物価上昇率、この世の中、今後1か月先、2か月先、確かに経済状況がどう変わるかはまだ未確定の部分のところはあるかと思います。

なので、よもやの事態に備えるためにも、最初からここを予算化するという考え方ではなくて、よもやの事態が起きたとき、例えば、この先何か起きて売上げががたっと下がるかも分かりません。しかし、そこはそこで、4,200万円という上限は変わらないかなと思うので、そこまでの補正の予備と言ったらおかしいと思いますけれども、そのために、私は減額した分を予備費のほうに回して残したいと考えております。

以上で大丈夫ですか。（「大丈夫です」と呼ぶ者あり）

○議長（辻 浩一君）

ほかに。梶原睦也議員。

○15番（梶原睦也君）

ちょっと今議論している最中でありましてけれども、この予算の算定基準とかというのは大串議員の思いで出されているというのを否定するものではありませんけど、先ほど大串議員が、たればの話はしないということを言われました。しかし、議員として、例えば、これが通った場合にどういうふうになるのかという想像されたのかどうか。この点については、当然それは議員として、たればの部分というのは分かった上でそういう提案をしていかなないと、やりっ放し、減額したらそれはもちろんいいでしょう。少なくとも、議員として減らしましたと。しかし、それによる影響等を想像されたのかどうか、この点についてお伺いしたいと思います。

○2番（大串友則君）

お答えしたいと思います。

影響等を想像されたのかという御質問でしたけれども、いろいろその辺も考慮しながら考えはしました。しかし、この令和5年度比からしたら1.87倍、令和6年度比からしても1.3倍にうれしの茶交流館の管理料が上がっていくというのは、あまりにもちょっと膨大に

上がり過ぎているのではないかなと考えております。これは、令和7年度からは全ての予算額は一般財源となっておりますので、その事業者に対していろいろな不満があったり、今のチャオシルの運営の仕方に対して不安があって減額しているわけではなくて、あくまでも、市の税金を投入して運営をされるに当たって、最小限の経費のかけ方で最大限の効果を生んでほしいなという思いでこの減額の修正案としております。

以上です。

○議長（辻 浩一君）

梶原睦也議員。

○15番（梶原睦也君）

非常に、それは無責任ですよ。やっぱりこれは選定委員会も通して、そして、議案審議もやって、ちゃんとした形で出てきた議案ですよ。それで今回予算が決まったと。それに対して何の対案もなく、こういうふうになったらこういうふうにやりますという、極論すれば、それを予備費に回して、必要になったらそこからまた出しますよと、そんな契約はないでしょう。ということは、この契約破棄されても致し方ないぐらいの思いでされているのかどうか。もしこうなったら責任取れとは言いませんけれども、さっき川内議員が質問されたときみたいに、補償問題とか、そういうのもあるわけですよ。本当にそういう真剣に考えてこの減額をされたのかどうか、もう一度お伺いしたいと思います。それぐらいの気持ちでされたのかどうか。

○2番（大串友則君）

お答えしたいと思います。

決して、本当に中途半端な気持ちでこの修正案の動議を出しているわけではありません。もう覚悟を持ってこの修正案の動議は出しているのです、今後どういう事態が起ころうと私はもう受け入れたいと思っております。

○議長（辻 浩一君）

梶原睦也議員。

○15番（梶原睦也君）

その受け入れたいというのは、どういう形で受け入れるということでしょうか。

○2番（大串友則君）

お答えしたいと思います。

先ほど言われた、もし訴訟問題とかになったときでも、その訴訟問題は訴訟問題として素直に受け入れて応じたいなと思っております。

以上です。

○議長（辻 浩一君）

田中政司議員。

○14番（田中政司君）

話を聞いていてあれなんです、はっきり申し上げて、今までやってきたこと、これに対して、これがもしそういう事態になった場合には責任を取るといふうなことをおっしゃいましたけれども、これはただ単に責任を取るとか、そういうことじゃないと思うんですよ。嬉野市全体の問題ですよ。議会は、確かに、執行部が出してきた予算に対していろんなことでチェックをしていかんざいかん。

まず1点目、この交流館の管理費、これについての積算を、令和6年度の予算と比較してとおっしゃいましたが、令和6年度は直営ですよ、今。ここに、職員の給与は入っていませんよ。今、いかに嬉野市の職員があそこと連絡を取り合いながら、うれしの茶交流館のいろんな経費かれこれ、手続かれこれ、どれぐらいやっていたらっしゃるのか。ここら辺何も入っていないですよ。指定管理にすれば、今まで職員がやっていたことを指定管理の人にお願ひするわけですよ、管理そのものを。その積算の根拠の中に、ここには何も入っていないじゃないですか。

もし、そこで今回の指定管理料の話をするのであれば、昨年、ヒューテックさんにこれは決まりました。指定管理の委員会で、ここが一番いいだろうと。4,200万円という金額を市が提示をして、それで、そこに4者応募があった、そしてプロポーザルをやった。それで、委員会で、その中で一番いい会社をヒューテックさんに決定をした、議会でも認めた。しかしそこで、いろんな形で、これはあまりにも高過ぎるんじゃないかとかいろいろ話が出ました。それで、多分、決定をした業者さんと執行部と、いろんな協議をなされたと思います。それで出た数字が、ここに資料で頂いている4,200万円というこの積算があるわけですよ、でしょう。じゃ、ここを根拠に議論をすべきですよ。令和6年度と比較をするなら、ここに職員給与がどれぐらい入っているのかは入れんざいかん、そして議論ばせんざいかん、私はそう思います。その点、なぜここに職員給与というのが入っていないんですか。大串議員が提示したその積算の資料の中に、

○2番（大串友則君）

お答えしたいと思います。

今、職員の人件費のことを話されたかと思います。

職員の人件費なんですけれども、今回積み上げた根拠の金額の中が、人件費のところは2,863万7,400円となっておりますけれども、それこそ令和6年度と対比して1.16倍という数字となっております。そうした中でこの1.15倍の数字を掛けるというのは、詳細な、この人件費だけでいろいろ考えたわけではないんですけれども、今の話を聞きますと、この人件費が1.16倍上がっているところに対して、今回1.15倍を掛けているのは整合性が取れているのではないかなと思います。

○議長（辻 浩一君）

田中政司議員。

○14番（田中政司君）

ちょっとそこら辺分からんですね。とにかく、いずれにしてもその数字、職員がこのチャオシルに対して、見えないところで茶業振興課がどれぐらい携わってきたか、そこら辺のことも含めたところで今回やらんぎいかんわけですよ、指定管理料の。

そいぎ、それが実際、人材派遣の2,400万円と令和6年度はなっとなつてですよ。そして、積み上げた金額は2,100万円ですよ。（「2,100万円……」と呼ぶ者あり）うん——いやいや、申し訳ない。今度のあれで、税抜きで2,100万円。新しく資料を頂いた数字、令和7年度の指定管理を予定されているところと執行部が積み上げた数字というのは2,100万円ですよ、これは税抜きなんですけど。今まで職員にかかっていたのを、人材派遣で2,400万円にしていたのをヒューテックさんをお願いします、その積み上げた数字は2,100万円ですよ。これに1.5倍を掛ければあれですけどね。要するに2,800万円ぐらいになるんじゃないかなと、1.1を掛ければですね。なるんですけど、要するに、そのところが入っていないというのが、私は、大串議員が出した積算の一番の問題点だろうと思います。

それと、さっきから出ていますけれども、梶原議員も言ったように、これぐらいのと言ったらちょっと語弊があるかも分かりませんが、確かに、我々は精査はせんぎいかん。しかしこれが、この問題というのが、いかに大きなものになるかということまでしっかり考えてそこら辺はやっていただきたい、こういう動議を出すには。相手がいるんです。現に、6名、7名の方があそこで今働いていらっしゃるんですよ。そういう方たちがこれを下げることによって本当にどうなるのか。これが普通の委託で、今から入札を行うんだったらいいですよ。事業を決めて今からこれを委託しますということならいいんですけど、今から入札をするということならそういうこともあろうかと思えますけれども、もう相手がおって、今後運営をどうしていくんだ、じゃ、そこで、積算された金額はこうですよということをここで示してあるわけですよ。それで協議をするならまだしも、6年度がこうだったから、しかも、そこには職員が入っていた給料も入れていない。私は話にならないというふうに思います。いかがですか。

○2番（大串友則君）

お答えしたいと思います。

職員の見えないところの人件費が入っていないということでしたけれども、まずもって、この職員の見えないところの人件費が金額的に幾らなのかというのがはっきり明確になっていない点と、もう一点、先ほど2,100万円、税抜きのところと比べられていましたけれども、あくまでも税込み同士のところで金額は比べるべきだと思っております。

それで、仮に積算根拠を示すとするならば、職員の見えない人件費のところの、入っていないところの人材派遣業務が2,459万4,000円なわけですよ。そこに、今回出してある税込

みのところでいったら1.16倍になりまして、2,863万7,400円と税込みでなっております。この1.16倍というところの数字を考えたときに、全体的な1.15倍というのは、決してでたらめな数字じゃないと私は考えます。

以上です。

○議長（辻 浩一君）

田中政司議員。

○14番（田中政司君）

もう何回も言いませんけど、要するに、そこの見えないところの数字を本来ここに足せば、もっと大きな数字になるんですよ、はっきり言って。そこら辺を加味しないでこういう修正案を出すということはもってのほかだし、計算が成り立っていないというふうに私は思います。

何回もあれですけど、だから、相手方がいる契約ですので、そこら辺はもっと真剣に——真剣にと言ったらあれですけど、真剣に考えられたことだろうとは思いますが、そこら辺、全体的な物の見方をして、こういう修正案は出していただきたいというふうに思います。

○議長（辻 浩一君）

答弁はいいですか。

○14番（田中政司君）続

答弁をお願いします。

○2番（大串友則君）

今の言葉を重く受け止め、今回もでたらめに、適当に考えたつもりはもう全くありません。今後も、今の言葉を重く受け止めて、今以上にもっと真剣に考えて、特に議会のチェック機能としてできるようにしていきたいと思えます。

以上です。

○議長（辻 浩一君）

ほかに。森田明彦議員。

○12番（森田明彦君）

たくさんの方から質問も出ております。

私はこの点だけ確認をしたいと思えます。12月からの経過も見てきました。それで、今回の議案、当初予算が出されたことに関して、先ほども大串議員自らが、やはり議論をしていくことの大事さ、まず一番初めにそこから始まって、そこでやっぱり確認をしていくわけでしょう。そこを大串議員もおっしゃいましたので、そこで確認をしたいんですけど、まず、この問題に関して、所管の委員会が当初予算の委員会の審議も十分なされたと思っております。3日間あるうちに、予備費の3日目は使わずに所管の委員会のほうでも十分な審議がな

されたということで、多分理解できるのだろうなと思っております。

今回こういうこの提案を出されるに当たり、この所管の委員会に対して、そういった今回出すような疑問点等の確認はまず再確認的なことはなされたのかということがまず1点ですね。

それと今回、賛成議員まで含めて提出をなさっておりますけど、これも大串議員本人が言うように、十分な議案の質疑がなされた上で当然出されたと思っているんですけど、今回この件の議案の質疑は大串議員含め5人の議員が質問しているけど、賛成をなさった議員のうち、2名の方は議案質疑すらしていない議員さんが今回賛成の立場で名前が出されております。この辺の意味合い、これは大串議員、最初の質問と後半の質問に関してどのようにお考えですか。

○2番（大串友則君）

お答えしたいと思います。

まず、委員会に再度質問をしたのかという話ですけれども、委員会には何も質問を行っておりません。

2回目の質問、賛成議員に議案質疑を出していないとおっしゃいましたけれども、議案質疑を出すのは議員本人の自由だと思うので、私がどうのこうの述べるべきではないかなと思います。

以上です。

○議長（辻 浩一君）

森田明彦議員。

○12番（森田明彦君）

おっしゃることは当然そのとおりです。そのとおりですが、どうも腑に落ちない点がありましたので、その点を確認いたしました。

それと、もう一点だけですけど、数人の議員さんから、今後を心配する声が出ております。単なる事業費の減額を求める、事業的な削減をするということじゃなくて、やはり相手がいる契約に絡んでの事案でございますので、今後がなかなかうまくいかなかったときの質問で、最悪の場合、自分がその責任を取るというようなお話までされておりますけど、ただ、現実的に議員個人としてはその責任の取りようがないんじゃないですかね。今、あなたは議場でそういうふうにおっしゃいましたけど、その点どう考えますか。

○2番（大串友則君）

お答えしたいと思います。

責任を取るという言葉が発しましたけれども、私がこの議案に対しての責任というか、訴訟問題の話とかをされたので、もうそのときはちゃんと重く受け止め、責任を持って対応しますという言葉で回答をしております。

以上です。

○議長（辻 浩一君）

森田明彦議員。

○12番（森田明彦君）

最後になりますけど、今、議員の口から訴訟の話まで出ましたけど、再度聞きますけど、ただ、そうなったときに大串議員の責任の取り方というのは、現実的にどういう責任の取り方があるんですか。

○2番（大串友則君）

お答えしたいと思います。

まずもって、どういう訴訟をされるかというのがちょっとはっきり分からない部分があるので、どういう責任を取るというやり方があるのかというのは分かりませんが、私個人に対して訴訟をされた場合は、それを重く受け止めてちゃんと対応していきたいと思っております。

以上です。

○議長（辻 浩一君）

終わり。宮崎良平議員。

○9番（宮崎良平君）

先ほどの答弁の中で、訴訟が起きたら責任を取ると。訴訟が起きたら責任を取るとか、これはすごく身勝手な考え方だと思うんですよ。訴訟をされたから責任を取るとかじゃなくて、これは市全体のマイナスとか、市全体に影響を及ぼすことに対して本来は考えなきゃいけないことなのに、訴訟をされたから責任を取るだけじゃ、これはどうしようもないことだと思うんですよ。ここについて御答弁をお願いしてよろしいでしょうか。

○2番（大串友則君）

お答えしたいと思います。

この訴訟の問題の話が出てきた中での話で、訴訟をされたら、私はその訴訟を受けたことよっての責任は重く受け止めて対応をしますという答弁をいたしました。

この減額、修正動議を出したことよって訴訟をされたら考えるのではなくて、この修正動議を出した時点で、ちゃんと覚悟を持って出しておりますので、もうそこはちょっと言葉の勘違いがないようお願いいたします。

○議長（辻 浩一君）

宮崎良平議員。

○9番（宮崎良平君）

それと、これは駅周辺のことよ先ほどお話をされていたと思うんですけど、これは明らかに質が違ふと思うんですよ。あその場合は、駅前において市の職員さんが長となって運営

をされて、これは経費が大きいかさむというのはその前から分かっていたことじゃないですか。当然そう考えれば、これは指定管理者が、減額されるというのは想定できたことであるわけですよ。ただ、チャオシルにおいては、これまで見えない人件費とかそういったもの、市の職員さんのこういったものがあつたと。ここを整合性という言葉で合わせるのはあまりにも違い過ぎると思うんですけど、それについてどう思いますか。

○2番（大串友則君）

お答えしたいと思います。

私は最後に言いましたけれども、ほかの施設とは状況も異なるし、いろいろな施設自体のやり方も違うので、ほかの指定管理料と整合性を取らせるのはあまり意味がないと思いますという答弁をしたかと思っておりますけれども、あくまでも、ほかの施設との整合性は考えられましたかという質問があつたので、金額のところのあれを例えで出させてもらいましたけれども、ほかの施設との整合性は取る必要はないと私は思っております。

以上です。

○議長（辻 浩一君）

宮崎良平議員。

○9番（宮崎良平君）

もう一つ、これはちょっと執行部に聞いてもいいですかね。

○議長（辻 浩一君）

会議規則の中で定めておりますので、大丈夫です。

○9番（宮崎良平君） 続

今回4者、プロポーザル、公募に応募したところがあると。そこに対して、これは4,200万円上限で出していて、今回もし仮にこの修正動議が可決された場合、プロポーザルの仕様書というものがあって、これに対して4者が応募をしているということですよ。ここに対してのほか3者に対しての影響、こういったことというのはどのような形になるのか。もし仮に、修正動議で向こうが断った場合、あちらがもし仮に断った場合、今後、閉館とかにつながる可能性があるというんですけど、これに関して、当然先ほども言われた職員さんとかがいると。この職員さんたちが仮に解雇とかという形になった場合の、この責任の所在とかというのはどのような形になるのかと思って、そこをお伺いしたいと思うんですけど。

○議長（辻 浩一君）

副市長。

○副市長（早瀬宏範君）

お答えをいたします。

今回参加をしていただいた他の業者さんに対する影響ということでございますけれども、プロポーザル自体は1回終わっているというような状況ではございます。

ただ、今、議員おっしゃったように、私どもが提示をした4,200万円、それをベースに皆さん応募をしていただいた。そこで受託、そこで一番いい方を選定した。それで、協議をする中で今回予算を出してきた。いやいや、その予算じゃ駄目だよねという、こういったことになっていけば、今後私どもはまだほかの指定管理等も考えていかなければならない施設がございますし、また、3年後、5年後、来年度、令和7年度で言えばシーボルトの湯もそうでございますし、そういった更新をしていかなければならない施設もございます。そういったところについて、嬉野市さん、こういった形で、公募をかけられたときと条件がだんだん変わっていくんだということであれば、今から先、こういった応募をしていただける方々についても、本当に手が挙がってこないんじゃないのかなというのは非常に危惧をいたします。

それともう一つ、先ほども申しましたけれども、確かに、休館の可能性もあるということでもございますので、そういったときには、先ほども言いましたけれども、直営ではなかなか今のところ私どもの職員で運営するということは非常に困難でございます。かといって、今回、指定管理が駄目だったから、また再度委託業務を考えようということを考えても、多分、今の指定管理者さん、受託される予定のところについては手も挙がってこないんだろうなというふうに思ってしまうので、そういったところを含めば、私どもとしても非常に重い決断をしなければならないというところもあるんだろうなというふうに思っております。

もう一つ、確かに、指定管理料を今回こういった形で出させてはいただきましたけれども、昨年、リバティを指定管理に出しましたとき、年度途中での指定管理でございました。そのとき議会のほうから大分お叱りを受けました。何でちゃんとしたガイドブックに沿ってやらないんだと。そういったこともございましたので、今年、キャンプ場、チャオシル、指定管理に出すように準備をさせましたけれども、ちゃんと両課、両方の施設、同じ考えの下で、同じ仕様書を考えながらちゃんと進んでくれということで私としましては指示もしておりましたので、キャンプ場での考え方、チャオシルの考え方、何ら変わるところはないというふうに考えてございますので、何で今回チャオシルだけのこういった議論になったのかというのも甚だ疑問に感じているところではございます。

以上です。

○議長（辻 浩一君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで発議第4号についての質疑を終わります。

日程第4．討論・採決を行います。

それでは、議案第1号 専決処分（第1号）の承認を求めることについての討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

特にないようですので、これで議案第1号の討論を終わります。

議案第1号について採決をいたします。

議案第1号を原案のとおり決定することについて賛否の投票を求めます。それでは、投票してください。

〔押しボタン式投票〕

投票を締め切ります。全員賛成であります。したがって、議案第1号 専決処分（第1号）の承認を求めることについては可決をいたしました。

次に、議案第2号 嬉野市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例についての討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで議案第2号の討論を終わります。

議案第2号について採決をいたします。

議案第2号を原案のとおり決定することについて賛否の投票を求めます。それでは、投票してください

〔押しボタン式投票〕

投票を締め切ります。全員賛成であります。したがって、議案第2号 嬉野市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例については可決をいたしました。

次に、議案第3号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例についての討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで議案第3号の討論を終わります。

議案第3号について採決をいたします。

議案第3号を原案のとおり決定することについて賛否の投票を求めます。それでは、投票してください。

〔押しボタン式投票〕

投票を締め切ります。全員賛成であります。したがって、議案第3号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例については可決をいたしました。

次に、議案第4号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例についての討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで議案第4号の討論を終わります。

議案第4号について採決をいたします。

議案第4号を原案のとおり決定することについて賛否の投票を求めます。それでは、投票してください。

〔押しボタン式投票〕

投票を締め切ります。全員賛成であります。したがって、議案第4号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例については可決をいたしました。

次に、議案第5号 嬉野市防犯設備の設置及び管理に関する条例及び嬉野市債権管理条例の一部を改正する条例についての討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで議案第5号の討論を終わります。

議案第5号について採決をいたします。

議案第5号を原案のとおり決定することについて賛否の投票を求めます。それでは、投票してください。

〔押しボタン式投票〕

投票を締め切ります。全員賛成であります。したがって、議案第5号 嬉野市防犯設備の設置及び管理に関する条例及び嬉野市債権管理条例の一部を改正する条例については可決をいたしました。

次に、議案第6号 嬉野市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についての討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで議案第6号の討論を終わります。

議案第6号について採決をいたします。

議案第6号を原案のとおり決定することについて賛否の投票を求めます。それでは、投票してください。

〔押しボタン式投票〕

投票を締め切ります。全員賛成です。したがって、議案第6号 嬉野市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例については可決をいたしました。

次に、議案第7号 嬉野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例及び嬉野市消防団条例の一部を改正する条例についての討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで議案第7号の討論を終わります。

議案第7号について採決をいたします。

議案第7号を原案のとおり決定することについて賛否の投票を求めます。それでは、投票してください。

〔押しボタン式投票〕

投票を締め切ります。全員賛成であります。したがって、議案第7号 嬉野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例及び嬉野市消防団条例の一部を改正する

条例については可決をいたしました。

次に、議案第8号 嬉野市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についての討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで議案第8号の討論を終わります。

議案第8号について採決をいたします。

議案第8号を原案のとおり決定することについて賛否の投票を求めます。それでは、投票してください。

〔押しボタン式投票〕

投票を締め切ります。全員賛成であります。したがって、議案第8号 嬉野市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例については可決をいたしました。

次に、議案第9号 嬉野市税条例の一部を改正する条例についての討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで議案第9号の討論を終わります。

議案第9号について採決をいたします。

議案第9号を原案のとおり決定することについて賛否の投票を求めます。それでは、投票してください。

〔押しボタン式投票〕

投票を締め切ります。全員賛成であります。したがって、議案第9号 嬉野市税条例の一部を改正する条例については可決をいたしました。

次に、議案第10号 嬉野市営駐車場条例の一部を改正する条例についての討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで議案第10号の討論を終わります。

議案第10号について採決をいたします。

議案第10号を原案のとおり決定することについて賛否の投票を求めます。それでは、投票してください。

〔押しボタン式投票〕

投票を締め切ります。全員賛成であります。したがって、議案第10号 嬉野市営駐車場条例の一部を改正する条例については可決をいたしました。

次に、議案第11号 嬉野市体育施設条例の一部を改正する条例についての討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで議案第11号の討論を終わります。

議案第11号について採決をいたします。

議案第11号を原案のとおり決定することについて賛否の投票を求めます。それでは、投票してください。

〔押しボタン式投票〕

投票を締め切ります。全員賛成であります。したがって、議案第11号 嬉野市体育施設条例の一部を改正する条例については可決をいたしました。

次に、議案第12号 嬉野市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで議案第12号の討論を終わります。

議案第12号について採決をいたします。

議案第12号を原案のとおり決定することについて賛否の投票を求めます。それでは、投票してください。

〔押しボタン式投票〕

投票を締め切ります。全員賛成であります。したがって、議案第12号 嬉野市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については可決をいたしました。

次に、議案第13号 嬉野市いきいきデイサービスセンター条例の一部を改正する条例についての討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで議案第13号の討論を終わります。

議案第13号について採決をいたします。

議案第13号を原案のとおり決定することについて賛否の投票を求めます。それでは、投票してください。

〔押しボタン式投票〕

投票を締め切ります。全員賛成であります。したがって、議案第13号 嬉野市いきいきデイサービスセンター条例の一部を改正する条例については可決をいたしました。

次に、議案第14号 嬉野市企業誘致ビル条例の一部を改正する条例についての討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで議案第14号の討論を終わります。

議案第14号について採決をいたします。

議案第14号を原案のとおり決定することについて賛否の投票を求めます。それでは、投票

してください。

〔押しボタン式投票〕

投票を締め切ります。全員賛成であります。したがって、議案第14号 嬉野市企業誘致ビル条例の一部を改正する条例については可決をいたしました。

次に、議案第15号 嬉野市志田焼の里博物館条例の一部を改正する条例についての討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで議案第15号の討論を終わります。

議案第15号について採決をいたします。

議案第15号を原案のとおり決定することについて賛否の投票を求めます。それでは、投票してください。

〔押しボタン式投票〕

投票を締め切ります。全員賛成であります。したがって、議案第15号 嬉野市志田焼の里博物館条例の一部を改正する条例については可決をいたしました。

次に、議案第16号 嬉野市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例についての討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで議案第16号の討論を終わります。

議案第16号について採決をいたします。

議案第16号を原案のとおり決定することについて賛否の投票を求めます。それでは、投票してください。

〔押しボタン式投票〕

投票を締め切ります。全員賛成であります。したがって、議案第16号 嬉野市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例については可決をいたしました。

次に、議案第17号 嬉野市特別会計条例を廃止する条例についての討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで議案第17号の討論を終わります。

議案第17号について採決をいたします。

議案第17号を原案のとおり決定することについて賛否の投票を求めます。それでは、投票してください。

〔押しボタン式投票〕

投票を締め切ります。全員賛成であります。したがって、議案第17号 嬉野市特別会計条

例を廃止する条例については可決をいたしました。

次に、議案第18号 市道路線の廃止についての討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで議案第18号の討論を終わります。

議案第18号について採決をいたします。

議案第18号を原案のとおり決定することについて賛否の投票を求めます。それでは、投票してください。

〔押しボタン式投票〕

投票を締め切ります。全員賛成であります。したがって、議案第18号 市道路線の廃止については可決をいたしました。

次に、議案第19号 市道路線の認定についての討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで議案第19号の討論を終わります。

議案第19号について採決をいたします。

議案第19号を原案のとおり決定することについて賛否の投票を求めます。それでは、投票してください。

〔押しボタン式投票〕

投票を締め切ります。全員賛成であります。したがって、議案第19号 市道路線の認定については可決をいたしました。

次に、議案第20号 令和6年度嬉野市一般会計補正予算（第8号）について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで議案第20号の討論を終わります。

議案第20号について採決をいたします。

議案第20号を原案のとおり決定することについて賛否の投票を求めます。それでは、投票してください。

〔押しボタン式投票〕

投票を締め切ります。全員賛成であります。したがって、議案第20号 令和6年度嬉野市一般会計補正予算（第8号）については可決をいたしました。

次に、議案第21号 令和6年度嬉野市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで議案第21号の討論を終わります。

議案第21号について採決をいたします。

議案第21号を原案のとおり決定することについて賛否の投票を求めます。それでは、投票してください。

〔押しボタン式投票〕

投票を締め切ります。全員賛成であります。したがって、議案第21号 令和6年度嬉野市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）については可決をいたしました。

次に、議案第22号 令和6年度嬉野市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで議案第22号の討論を終わります。

議案第22号について採決をいたします。

議案第22号を原案のとおり決定することについて賛否の投票を求めます。それでは、投票してください。

〔押しボタン式投票〕

投票を締め切ります。全員賛成であります。したがって、議案第22号 令和6年度嬉野市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）については可決をいたしました。

次に、議案第23号 令和6年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野温泉駅周辺土地区画整理事業費特別会計補正予算（第2号）について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで議案第23号の討論を終わります。

議案第23号について採決をいたします。

議案第23号を原案のとおり決定することについて賛否の投票を求めます。それでは、投票してください。

〔押しボタン式投票〕

投票を締め切ります。全員賛成であります。したがって、議案第23号 令和6年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野温泉駅周辺土地区画整理事業費特別会計補正予算（第2号）については可決をいたしました。

次に、議案第24号 令和6年度嬉野市下水道事業会計補正予算（第4号）について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで議案第24号の討論を終わります。

議案第24号について採決をいたします。

議案第24号を原案のとおり決定することについて賛否の投票を求めます。それでは、投票してください。

〔押しボタン式投票〕

投票を締め切ります。全員賛成であります。したがって、議案第24号 令和6年度嬉野市下水道事業会計補正予算（第4号）については可決をいたしました。

次に、発議第4号 議案第25号令和7年度嬉野市一般会計予算の修正案についての討論を行います。

まず、大串友則議員ほか3名から提出されました修正案の発議第4号 議案第25号令和7年度嬉野市一般会計予算の修正案についての討論を行います。討論ありませんか。反対ですか。（「反対討論です」と呼ぶ者あり）川内聖二議員。

○10番（川内聖二君）

今回提出されました修正動議に関しまして、反対の意を表したいと思います。

先ほど提出者の大串議員から出されました修正動議の内容についての説明をお聞きしましたけれども、今回、数字に関してもあまりにも無責任かなと思いました。それをやはり執行部等に確認をして、それで今回、6年度の予算に1.15というふうな意味合いではなく、細かい、その委託料の中でもいろんな面、詳細に関して、やはりその辺をもっと慎重に精査していただきたかったなと思いました。

それと、今後あそこが指定管理、皆さんがおっしゃいましたけれども、相手は、執行部ではなく民間の方が、今回、嬉野市の活性化のため、また、嬉野市のために一生懸命行っていただけの施設だと私は確信をしていたわけなんですよね。そこに関して、議員側から修正としてこの数字を提示された場合に、本当、民間としては納得できないと思います。その辺も本当に後々のことも考えて今回修正動議をかけていただきたかったと思っております。そして、この数字に関しても、我々がもっと、大串議員が出したこの数字に精査をしたかったんですよ。けど、当日ということでした。それ自体も私は腑に落ちませんでした。やはり慎重審議をするならば、大串議員が提出した数字に関しても、我々も真剣に見て、審議をして、ああ、こうだったのかというふうな納得をすることだったと思いますけれども、それに対しても、いや、ここは違うんじゃないかということも言いたかったんですけれども、今回いきなり当日ということでしたので、私としてはちょっと残念、納得いきませんでした。

そういうことで、私は今回、提出された修正動議に関しましては反対の意を表します。

以上です。

○議長（辻 浩一君）

次に、賛成の方はいらっしゃいますか。水山洋輔議員。

○1番（水山洋輔君）

発議第4号 議案第25号令和7年度嬉野市一般会計予算の修正案について賛成討論をいたします。

うれしの茶交流館の指定管理料ですけれども、この3,944万円は、修正案の提案理由で大串議員も述べられたとおり、令和5年度の決算からは約2,000万円、令和6年度の補正予算

と比較しても約1,000万円の増額をしております。指定管理のこの目的にあるコストの削減の効果が十分であるとは言い難いと私は思いました。

修正案を賛成する理由といたしまして、1点目に、令和6年度の歳出補正予算を基に物価上昇や指定管理事業者が今後行う集客アップを図るために取り組まれる経費につきましては、考慮した金額で修正案を提出されております。

2点目に、議案質疑の答弁にて、昨年度の条例改正により、令和7年度の使用料の収入は増額を見込まれております。また、指定管理の自主事業による収益増も見込まれております。

3点目に、減額した予算は予備費へ計上されるというところでも述べられていました。チャオシルの運営経費において追加の歳出が必要となれば、補正予算にて計上できるものであると私は考えております。

4点目に、全額の予算ありきではなく、実績と、この指定管理による効果の検討を行い、予算の審議をすることが必要だと私は感じました。

以上の理由により、発議第4号への賛成討論といたします。

○議長（辻 浩一君）

次に、反対討論はありますか。森田明彦議員。

○12番（森田明彦君）

私は今回の修正案の動議に対し、反対の立場で意見を申し上げます。

まずもって、先ほどから随分それぞれ議論がなされたところですが、そもそもこの指定管理者に関しましては、応募の4事業者の中から適切、また、公正な審査をもって、まず事業所が選ばれたということは、さきの議会でも承認をされたところであります。

今回、予算計上後は、先ほども質問事項の中でも申しましたが、所管の委員会においても十分審議されたと認識しているし、また、議案の質疑においても、提出議員含め5名の議員により熱心な議論がなされたところであります。その折にも、それ以上の異論は出なかったと感じたところでした。

けれども、今回、修正動議を出される意図をはかりかねております。特に先ほども申しましたけれども、単なるその事業費等の削減ではなく、契約に絡む相手がいらっしゃるということで、特に、選定をされた事業者の方とこのことに関して、今後、いわゆる契約関係が不調になった場合、提出議員は自らその責任を取るといような発言もなされましたけれども、我々議会としては責任の取りようがないんじゃないかと私は思います。ですので、これをどう責任を取られるのかということは非常に疑問であります。

よって、今回の修正動議には反対の立場で意見を申し上げたところです。

○議長（辻 浩一君）

次に、賛成討論はありますか。古川英子議員。

○3番（古川英子君）

発議第4号の一般会計の修正案に対し、賛成意見を述べさせていただきます。

指定管理の目的は、多様化する市民ニーズへの対応、市民サービスの向上、行政コストの削減です。住民サービスの向上やコスト削減が図れ、民間のノウハウや企画力、管理手法を活用でき、中・長期的な経営ビジョンを持って施設を運営できると言われております。

嬉野市民の税による一般財源を用いての予算です。令和6年度の状況を踏まえて修正案を提出されています。民間業者の経験と知恵を生かし、集客の増による収益の増加を目指していただきたいと思います。

しかし、収益が少なく、営業が持続できないとなった場合は、運営自体を見直すべきかと思っております。

以上です。

○議長（辻 浩一君）

次に、反対討論はありますか。宮崎良平議員。

○9番（宮崎良平君）

私はこの修正動議に反対の立場で討論をさせていただきたいと思っております。

まずもって、この大型プロポーザルにより指定管理の指名というのが決まりました。公募では、上限は1,200万円の仕様書の中で、この上限額において4者が手を挙げ、厳正な審査の下、決定されました。また、これは様々な協議の末、約3,944万円まで調整して当初予算として上げられたものであると。指定管理者として何の過失もなく、何の不備もなく、これから指定管理者として上限内で根拠を持って必要経費として計上をしておられることと思っております。

民間の強みを生かして、どのようなビジョンでどのような詳細な計画を持ち運営されるのかは未知数ではあるものの、指定管理者としての責任と覚悟というものを感じました。

そのような中、自分たちの根拠、数字だけを正しいと主張して、この瑕疵もない民間事業者の指定管理者としての規定内における予算案に修正案を出すとは、指定管理者制度の根幹を揺るがすものでございます。

また、今後の市の信用だけでなく、指定管理者、事業者の社会的信用さえも損なうこととなります。

また、予備費として、この減額した465万7,000円分が計上されておりますが、民間事業者を指定管理者にする大きなメリットは、これはスピード感が一つでもあります。その都度、行政、議会を通して行う運営では指定管理の意味をなさないと思っております。

以上のことから、私はこの修正動議に対し反対をしたいと思います。

○議長（辻 浩一君）

次に、賛成討論はありますか。芦塚典子議員。

○13番（芦塚典子君）

私は今回の議案第25号の一般会計予算の修正案について賛成の立場で討論をいたします。

まず、うれしの茶交流館「チャオシル」の令和5年度までの決算状況について言及していきます。令和元年度の決算状況は2,660万1,361円、令和2年度は2,486万4,000円、令和3年度は2,496万902円、令和4年度は2,522万9,982円、令和5年度は2,489万3,772円。

ここで、先ほど数値のちょっと誤解というのがありましたので、私なりに訂正をさせていただきます。

まず、令和6年度の予算が2,459万4,000円、委託料の人材派遣ということで、これをベースにということでしたけど、これは既に1,000万円が加算されておる額であります。令和1年度の人件費の決算では1,662万6,931円、令和2年度は1,616万9,568円、令和3年度は1,496万9,533円、令和4年度は1,544万494円、令和5年度は人件費は1,515万5,227円です。

令和6年度の予算の2,400万円というのは、この5年度の平均に1,000万円を加味して2,459万4,000円で、令和7年度の予算額が税抜きで2,603万4,000円、税を加味した場合は2,863万7,400円、これが人件費、委託料になっております。

したがって、今までの職員がここで稼働していただいた額2,400万円は入っていないということでしたけど、ここで2,400万円は既に1,000万円が増加されておまして、今回の提示された予算の中には、令和5年度の1,500万円から令和7年度の予算の2,663万円、これを計上しておりますので、人件費が計上されていないと先ほど意見がありましたけど、さらに2,600万円の人件費ですよ。普通事業としては考えられません。

そこで、令和6年度の指定管理料の額は3,584万5,000円と令和7年度指定管理委託料は4,645万4,100円と、令和5年度の決算額と比較して約2,000万円の増になっており、令和5年度の決算額より1.87倍の増額であります。

また、チャオシルの収入を、令和4年度予算として、体験料あるいは販売手数料、喫茶収入を入れて、予算としては2,000万円計上してあります。そして約650万円のマージン（646ページで訂正）があります。今後の収益増は事業者の運営手法いかんに関わると考えて、十分な収益が上がるものと思います。

次に、指定管理のメリットを申しますと、公共施設の運営に民間のノウハウやアイデアを生かすことによって、市民サービスや費用対効果の向上を図ることが目的です。民間の業者が効率的な運営方法と過去の実績に基づき、コスト削減の可能性、これを示すことが重要であると、効率的な運営ができると判断いたします。したがって、チャオシルにおいて、令和5年度の運営費より1.87倍の指定管理料を計上する、これは根拠に厳しいと思います。

次に、市内の比較的類似公共施設と比較すると、これは大串議員は比較しないとおっしゃいましたけど、様々な市民の意見がございます。それで、一応の比較をさせていただきます。

志田焼の里博物館指定管理料委託決算額は、令和4年度ですけど1,054万2,000円です。市営公衆浴場の委託管理の決算額は1,690万7,000円です。コミュニティーセンター楠風館の指

定管理料の決算額は1,150万円です。

以上、3つの施設は、市民の交流と憩いの場として、また、市外からの体験事業に訪れるチャオシルと共通の意味を持つ重要な施設であると考えております。したがって、この3施設の比較においても、指定管理料としてこの3施設の4倍を超える指定管理料は市民の常識から少しかけ離れていると私は考えております。また、市民感情の考慮ということで、いろいろな意見をいただいておりますので、ここに挙げさせていただきました。

公共施設の指定管理には、市民の負担感あるいは感情を考慮することが非常に大切であると考えております。特に公共施設の運営においては、市民の理解並びに支持が不可欠であると思います。高額な管理費が市民に与える影響を考慮して透明性のある説明が必ず必要とも思われます。それによって市民の信頼を得ることはできますが、しかし、提出された予算計画では市民の納得と信頼を得ることは甚だ難しいと考えております。

最後に、5番目ですけど、今後この指定管理になりますと、半永続的に管理をしていただければと思います。また、今後、持続可能な運営の提案として、チャオシルの5年間の管理費より1.87倍の管理費が提案されているのが、これが第一に、質の高いサービスを提供できる具体的なプランを示すことが重要であると考えます。しかし、効率的な人員を配置すべきにもかかわらず、人件費の増額、私はこれはかなりの増額だと考えております。また、業務のコスト削減計画が示されていない並びに集客に対しても民間のノウハウを生かした具体的なプランが見えなかったと思います。

以上のことを検証するに、1.8倍に膨れ上がった指定管理料を理解するのは難しい、また、市民に説明をするのは難しいと思います。今回提案をします1.15倍を試算したコストで効果的な実効性のある管理ができると考えておりますので、したがって、以上、5つの観点を検討し、今回提出された修正案が妥当であると勘案し、賛成いたします。

以上です。

○議長（辻 浩一君）

ここでちょっと暫時休憩いたします。

午後0時15分 休憩

午後0時37分 再開

○議長（辻 浩一君）

再開します。

ただいまの芦塚議員の討論の中での言葉の修正の申出がっておりますので、それを許可いたします。

○13番（芦塚典子君）

先ほどの修正案についての賛成討論について使用しました言葉について修正をいたします。

「マージン」という言葉は税法上はかなり広範に使われておりますけど、会計上において

は、「マージン」という言葉はバックマージンというふうに受け取られる可能性がありますので、この後に十分な収益もありということで、「収益」という言葉に換えさせていただきます。

以上です。

○議長（辻 浩一君）

そのほかの部分の数字の部分については、まだ執行部が確認できない部分がありますので、議事録が出来上がった時点で正確に把握したところで修正なりなんなりすることがあればお願いするかと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、反対討論ありますか。諸上栄大議員。

○6番（諸上栄大君）

私は発議第4号について、反対の立場で討論させていただきます。

今回の議案第25号 令和7年度嬉野市一般会計予算のうれしの茶交流館指定管理委託料について、さっきまでの議案質疑においても多くの同僚議員より質疑が出ました。

今回の発議では、これまでの経常経費との整合性を持たせるためという理由ではございましたけれども、その数値的根拠及び積算において疑問が残る状況であり、賛成できません。

また、先般の議案質疑において執行部から説明を受け、予算額においては妥当と考えております。そこにはしっかりと積算根拠に基づいた予算が計上されておりますので、今回指定管理を行うに当たり、その金額に関しては妥当という判断をいたしました。

令和7年度においてはチャオシルを指定管理で運営していただき、議会としては、その後の運営状況及び予算の執行状況、これをまずしっかりと確認して、決算審査で大いに質疑して、必要によっては事業運営等の指摘をすることがまずは第一歩ではないかと思うところでございます。

賛成を考えられていらっしゃる皆さん、仮にこの発議が通り予算が執行、修正され、その後、万が一、相手方となられます指定管理業者がこの予算額では受託できないと、ややもすれば閉館になるリスクもあるかとは思いますが、そうなった場合、市民サービスに大きな影響を与えてしまうリスクも十分にあるということを考えながら、慎重に審議し討論した結果あるいは御自身のお考え、これを表明していただきたい。

私は反対の意を表します。

○議長（辻 浩一君）

次に、賛成討論ありますか。増田朝子議員。

○11番（増田朝子君）

議案第25号 令和7年度嬉野市一般会計予算に対する修正案に賛成の立場で討論いたします。

1つ、指定管理料3,944万円の設定額が高額で適正価格ではなく、今議会で示された積算

では市民への説明ができません。これまで、平成30年4月開館より2,500万円から3,000万円の事業費でありました。この額でも、うれしの茶交流館の運営状況を見て、開館以来、市民からは厳しい声が届けられていました。よって、この指定管理料の設定では市民が納得いたしません。

2つ、指定管理者制度運用ガイドラインにおいては、住民サービスの向上と経費の削減を図ることを目的としておりますが、今回の指定管理料では目的にそぐわず、他の指定管理事業と比べても公平性がないと私は思います。

3点目、令和6年12月議会において、指定管理料上限4,200万円については指定管理者と協議すると答弁がありましたが、この指定管理料が指定管理者と協議された予算とは考えられません。

最後に、執行部から出された議案が全て正しいとは限りません。仮に、全て正しいなら議会は必要ありません。執行部から出された原案が適正な価格なのか、公正性があるのか、公平性があるのか、透明性があるのかなど審議することが、そして、おかしいことはおかしいとただすことが市民の負託を受けた我々の議員の責務です。その思いでこの壇上に立っております。

よって、この修正案に賛成いたします。

○議長（辻 浩一君）

次に、反対討論はありませんか。諸井義人議員。

○7番（諸井義人君）

今回の修正案に対して反対の立場で討論をいたします。

これまでいろんな意見が出ておりますけれども、このプロポーザルにおいて正式な手続を取っておられて、予算的にもこういうふうにかかりますよということがあって、その後、積算をされた資料等を出されておりますけれども、それが整合性を取っていないというのは私はどうしても捉えることができません。ちゃんと整合性を取られているし、正式な手続を踏んでおられるということで、私は修正動議をかけるまでもないということで修正動議に反対という立場です。

以上です。

○議長（辻 浩一君）

次に、賛成討論はありませんか。阿部愛子議員。

○4番（阿部愛子君）

今回の動議について賛成します。

私は12月の指定管理のところでは反対をする立場でした。今回、物価が高騰して市民の生活が苦しい中で、やっぱり一般財源から出るのは考えなきゃいけないと思いましたが、この動議に賛成します。

○議長（辻 浩一君）

次に、反対討論はありますか。梶原睦也議員。

○15番（梶原睦也君）

私は、発議第4号について、反対の立場で討論をさせていただきます。

先ほど議案質疑の中でも述べましたけれども、今回のこの修正動議については、可決した場合への影響が非常に大きいというのを、提出者について、ここまで考えた上で提出されているのかどうかというのを非常に疑問に感じたところでございます。

この議案が可決されますと、チャオシルの今後の行方について、そういったことも考えた場合に、本当に大きな影響が出ると考えております。それだけではなく、この入札制度そのもの、また契約等について大きな禍根を残す、それくらいに重いこの修正案だと感じております。提出者は本当にここまで考えて提出されているのかどうかと、甚だ疑問に感じたところでございます。また、今後の嬉野のお茶の振興についても大きな影響が出ます。

また、議員というものは、実際、議案審議等も経過した上で審議を進めてきております。一般の市民の方は、当然、経費がかからなければいいというふうに、それは当然思うでしょう。しかし、私たち議員は、その一つ一つの議決に対して、目先のことだけじゃなくて、この議決によってどういうふうになるかという、そういう想像力、それを持ってすべきだと思っております。提案者は、たられについては関係ないということをはっきりおっしゃいました。たられは絶対関係あります。こうしたらどうなるのか、そういうことを含めて考えた場合、今回の修正案が可決した場合、この部分だけじゃなくてあらゆるところに影響が出るということも考えれば、到底賛成できるものではございません。

また、もう一つ言わせていただければ、この修正案については予備費に回すとおっしゃいました。予備費に回す、何かあったときには予備費から出せばいい、そんな簡単な考えで提出するようなものではないと思っておりますので、その点についても言わせていただいて、この発議第4号については反対の立場で討論をさせていただきます。

以上です。

○議長（辻 浩一君）

賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

そしたら、反対討論はありませんね。田中政司議員。

○14番（田中政司君）

それでは、発議第4号 議案第25号令和7年度嬉野市一般会計予算の修正案について反対の立場で討論をさせていただきます。

質疑でも私申し上げました、なぜ、ここでこれぐらいの数字を修正しなければならないのか。その根拠となる数字、当然私は違和感を持っております。令和5年度、令和6年度予算、

これを参考にしながら4,200万円という数字を提出し、昨年度、それによって決定をいたしました。

そして今回、その4,200万円より減額した数字、これは非常に苦渋といたしますか、指定管理者の指定を受け、一応決まった方と執行部とが協議をなされ、そして、今回私たち、資料で頂きました、その積算根拠。どこにも、そのおかしいところがありません。今までチャオシルについては、このままでいいのか、こんな運営でいいのか、何とかここをより有効に使って、うれしの茶の振興のために、市民サービスの充実のためにどうやったらいいんだと、そういう指定管理者はいないんだろうかと、執行部も探ってやってまいりました。

そういう中で今回、分かりましたということでその金額に対して4者が手を挙げ、そして今回決定をし、それで金額も、今回予算が計上されました。どこに、どこに、ここを減額しなければならない理由があるのか、私は見当もつきません。確かに、市民の皆様方から言えば、少しでもそれは安いほうがいいです。しかし、それよりももっとあそこを有効活用して、いかにして指定管理者に移行して、今以上のあそこのすばらしさを皆さんに出していくのか、そのほうがよほど重要ではないんですか。コスト削減だけがいいことじゃないと思います。いかにあそこを有効活用していくのか、うれしの茶の振興、嬉野の振興をいかにしてあそこを使って図っていくのか、それを指定管理者によってやっていただく。決して、私は大きな数字じゃないと思います。

そういったことも含め、今回のこの動議に関しましては、私は反対をいたします。

以上です。

○議長（辻 浩一君）

次に、賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

反対討論もありませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで発議第4号の討論を終わります。

発議第4号 議案第25号令和7年度嬉野市一般会計予算の修正案についての採決をいたします。

発議第4号、修正案を原案のとおり決定することについて賛否の投票を求めます。それでは、投票してください。

〔押しボタン式投票〕

投票を締め切ります。賛成多数であります。したがって、発議第4号 議案第25号令和7年度嬉野市一般会計予算の修正案については原案のとおり可決をいたしました。

次に、議案第25号 令和7年度嬉野市一般会計予算について、修正した部分を除く原案について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで議案第25号の討論を終わります。

これから、修正した部分を除く原案について採決をいたします。

議案第25号 令和7年度嬉野市一般会計予算を修正した部分を除き、原案のとおり決定することについて賛否の投票を求めます。それでは、投票してください。（「議長、今のは除いてですか」と呼ぶ者あり）除いて、修正した部分を除いて。いいですか。

それでは、投票してください。

〔押しボタン式投票〕

投票を締め切ります。全員賛成であります。したがって、議案第25号 令和7年度嬉野市一般会計予算については、修正した分を除き、原案のとおり決定をいたしました。

次に、議案第26号 令和7年度嬉野市国民健康保険特別会計予算について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで議案第26号の討論を終わります。

議案第26号について採決いたします。

議案第26号を原案のとおり決定することについて賛否の投票を求めます。それでは、投票してください。

〔押しボタン式投票〕

投票を締め切ります。全員賛成であります。したがって、議案第26号 令和7年度嬉野市国民健康保険特別会計予算については可決をいたしました。

次に、議案第27号 令和7年度嬉野市後期高齢者医療特別会計予算について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで議案第27号の討論を終わります。

議案第27号について採決をいたします。

議案第27号を原案のとおり決定することについて賛否の投票を求めます。それでは、投票してください。

〔押しボタン式投票〕

投票を締め切ります。全員賛成であります。したがって、議案第27号 令和7年度嬉野市後期高齢者医療特別会計予算については可決をいたしました。

次に、議案第28号 令和7年度嬉野市下水道事業会計予算について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで議案第28号の討論を終わります。

議案第28号について採決をいたします。

議案第28号を原案のとおり決定することについて賛否の投票を求めます。それでは、投票してください。

〔押しボタン式投票〕

投票を締め切ります。全員賛成であります。したがって、議案第28号 令和7年度嬉野市下水道事業会計予算については可決をいたしました。

次に、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についての討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで諮問第1号の討論を終わります。

諮問第1号について採決をいたします。

諮問第1号を原案のとおり適任と答申することについて賛否の投票を求めます。それでは、投票してください。

〔押しボタン式投票〕

投票を締め切ります。全員賛成であります。したがって、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦については適任と認めると答申することに決定をいたしました。

次に、諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦についての討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで諮問第2号の討論を終わります。

諮問第2号について採決をいたします。

諮問第2号を原案のとおり適任と答申することについて賛否の投票を求めます。それでは、投票してください。

〔押しボタン式投票〕

投票を締め切ります。全員賛成であります。したがって、諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦については、適任と認めると答申することに決定をいたしました。

次に、議案第29号 令和6年度嬉野市一般会計補正予算（第9号）について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで議案第29号の討論を終わります。

議案第29号について採決をいたします。

議案第29号を原案のとおり決定することについて賛否の投票を求めます。それでは、投票してください。

〔押しボタン式投票〕

投票を締め切ります。全員賛成であります。したがって、議案第29号 令和6年度嬉野市一般会計補正予算（第9号）については可決をいたしました。

次に、議案第30号 嬉野市教育委員会委員の任命についての討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで議案第30号の討論を終わります。

議案第30号について採決をいたします。

議案第30号を原案のとおり同意することについて賛否の投票を求めます。それでは、投票してください。

〔押しボタン式投票〕

投票を締め切ります。全員賛成であります。したがって、議案第30号 嬉野市教育委員会委員の任命については同意することに決定をいたしました。

次に、発議第2号 嬉野市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例についての討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

発議第2号について採決をいたします。

発議第2号を原案のとおり決定することについて賛否の投票を求めます。それでは、投票してください。

〔押しボタン式投票〕

投票を締め切ります。全員賛成であります。したがって、発議第2号 嬉野市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例については可決をいたしました。

次に、発議第3号 ふるさと納税制度の持続的発展を求める意見書についての討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで発議第3号の討論を終わります。

発議第3号について採決をいたします。

発議第3号を原案のとおり決定することについて賛否の投票を求めます。それでは、投票してください。

〔押しボタン式投票〕

投票を締め切ります。全員賛成であります。したがって、発議第3号 ふるさと納税制度の持続的発展を求める意見書については可決をいたしました。

日程第5. 議員派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。嬉野市議会会議規則第163条の規定により、閉会中において議員派遣

を行う必要が生じた場合、その日時、場所、目的及び派遣議員等の諸手続については議長に一任いただきたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議員派遣についてはそのように決定をいたしました。

日程第6．閉会中の付託事件についてを議題といたします。

このたび議会運営委員会委員長、各常任委員会委員長及び各特別委員会委員長からお手元に配付しました別紙付託文書表のとおり、閉会中もなお継続して調査したいとの申出がありました。

お諮りいたします。各委員長から申出のあったとおり、閉会中、継続審査することについて御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の付託事件は継続審査することに決定をいたしました。

以上で本定例会に提出されました議案の質疑、討論、採決など、全ての日程が終了いたしました。

お諮りいたします。本定例会において議決されました各議案について、条項、字句、数字、その他整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定をいたしました。

会議を閉じます。

令和7年第1回嬉野市議会定例会を閉会いたします。

午後1時4分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 辻 浩 一

署名議員 阿 部 愛 子

署名議員 山 口 卓 也

署名議員 諸 上 栄 大